

雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則 の一部を改正する省令案要綱

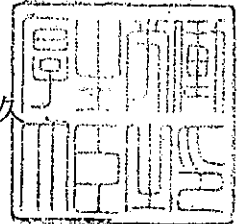
厚生労働省発職雇0123第1号

平成27年1月23日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案
要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用対策法施行規則の一部改正

一 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

中小企業事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給額を次のとおり改めるものとする。

- (一) 六十歳以上の者等を雇い入れた場合 雇入れに係る者一人につき、六十万円（短時間労働者として雇い入れた場合は四十万円）

- (二) 障害者を短時間労働者として雇い入れた場合 雇入れに係る者一人につき、八十万円

- (三) 障害者のうち、身体・知的障害者を短時間労働者以外として雇い入れた場合 雇入れに係る者一人につき、百二十万円

第二 雇用保険法施行規則の一部改正

一 特定就職困難者雇用開発助成金制度の改正

中小企業事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金の支給額を次のとおり改めるものとする。

- (一) 六十歳以上の者等を雇い入れた場合 雇入れに係る者一人につき、六十万円（短時間労働者とし

て雇い入れた場合は四十万円)

(二) 障害者を短時間労働者として雇い入れた場合 雇入れに係る者一人につき、八十万円

(三) 障害者のうち、身体・知的障害者を短時間労働者以外として雇い入れた場合 雇入れに係る者一人につき、百二十万円

二 高年齢者雇用開発特別奨励金制度の改正

中小企業事業主に対する高年齢者雇用開発特別奨励金の支給額を、雇入れに係る者一人につき、六十万円(短時間労働者として雇い入れた場合は四十万円)に改めるものとする。

三 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金制度の改正

中小企業事業主に対する発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給額を、雇入れに係る者一人につき、百二十万円(短時間労働者として雇い入れた場合は八十万円)に改めるものとする。

四 被災者雇用開発助成金制度の改正

中小企業事業主に対する被災者雇用開発助成金の支給額を、雇入れに係る者一人につき、六十万円(短時間労働者として雇い入れた場合は四十万円)に改め、特定対象者を十人以上雇用した場合の支給額

を六十万円に改めるものとする。

第三 その他

- 一 この省令は、平成二十七年五月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定め、所要の規定の整備を行うこと。

